



大津市公報

平成 28 年 4 月 15 日
号外 (第 40 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

監査委員告示

10 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監査委員告示

大津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年4月15日

大津市監査委員 土 屋 薫
同 重 森 昭 彦
同 清 水 ひ と み
同 杉 山 泰 子

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 補助制度の適正な運用について

監査執行対象機関名 政策調整部人権・男女共同参画課、市民部文化・青少年課

監査執行日 平成27年8月25日、同年9月24日

措置状況報告日 平成28年4月1日

監査の結果

補助制度は、市民等が主体となって実施する活動に対して、補助金等を交付することにより、コミュニティー活動を助成するとともに、政策課題や行政目的を効果的、効率的に実現するための手段としての機能を担っている。

このような補助金については、公平性、透明性を高め、説明責任が求められることから、補助制度適正化基本方針が策定され、公益上の必要性の意義としての基本的な考え方、交付における基本的事項とともに、補助基準や検証方法が定められたところで、これにより、補助金に係る事務の適正化を図るものとされている。

財務監査等の執行においては、補助金等交付規則、適正化基本方針等に従って、補助対象経費、補助率、補助金額、使途等の確認等を通して、適正に事務が執り行われているかという視点で実施したところである。

監査執行を通じて、適正化基本方針・適正化の視点において求められている、支出に伴う証憑書類の確認については、欠けている事例が散見されるほか、以下のような問題が見受けられた。

ア 市民フォーラムに対する負担金について（人権・男女共同参画課）

本市と男女共同参画推進団体連絡協議会（おつかがやきネットワーク）で構成する男女共同参画をすすめる市民フォーラム実行委員会が、男女共同参画について理解を深めることを目指して開催された市民フォーラムに対して所要の負担金を支出している。

収支状況については、主管課においても諸帳簿等の確認により、適正に執行されていることを確認されているが、支出行為等に当たっては、（準）公金の取扱に準じて処理されることが望まれるほか、支出時期がフォーラム開催時期と乖離し、予算の使い切りとも思われるような事例が見受けられることから、事業費の使途については、妥当性、適正性とともに市民への説明責任が果たされるよう、計画的な事業運営が求められるものと考えます。

イ 文化祭事業補助（間接補助）について（文化・青少年課）

市民文化の向上や個性豊かで活力あふれる地域づくりに貢献するとともに、文化振興の推進を目的として文化祭事業補助金が、地域文化団体、芸術文化団体等へ交付されている。

当該補助金の多くは、大津市文化連盟を通して各団体に交付される間接補助とされているところであるが、補助金等の額の確定に当たっては、直接補助と同様に各団体単位で算定するとともに、補助対象

事業と文化祭関連事業との検証など、補助対象経費の在り方についても検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ア コンプライアンス推進室

補助金交付に係る事務の適正化を図るため、補助金の額を確定するに当たっては、実績報告書に領収書等の写し(明細の分かるもの)の添付を義務付けるとともに、使途が適切であったかを確認するよう、過去においても繰り返し通知しています。

しかしながら、今回の監査結果において、「補助金の支出に伴う証憑書類の確認については、欠けている事例が見られる」との御指摘を受けたことから、平成28年2月23日付け大総コ第17号にて、補助金交付を所管する所属において、今一度補助金交付事務が適正に執行されているか事務の点検を依頼するとともに、内部統制に係るリスク点検シートに証憑書類の確認事項を追加することにより、補助金交付事務における証憑書類の確認の徹底を図るよう庁内に通知したところであります。

なお、今回、不適切な事務処理として個別に指摘を受けた事項については、各所管課において是正に向けた取組が図られていることを確認しています。

今後も、補助制度適正化基本方針に基づき、補助金交付事務が適正に執行されるよう、周知徹底を図ります。

イ 人権・男女共同参画課

市民フォーラムに対する負担金について

「男女共同参画をすすめる市民フォーラム」の実施にあつては、大津男女共同参画推進団体連絡協議会(おおつかがやきネットワーク)と協働し、実行委員会を設け、本市が所要の負担金を支出していることから、人権・男女共同参画課でも諸帳簿を確認し、適正な執行がされるよう必要に応じて指導してきたところであります。

この度の監査結果を受け、改めて適正な会計処理がなされるよう、平成28年1月13日に同協議会執行部との会議を設け、下記のとおり指導し、確認をしました。

(ア) 支出行為等に当たっては、(準)公金の取扱いに準じて処理することについて

支出前、支出後(通帳記入後)の決裁による処理や、立替払時の受領確認を行うよう(準)公金の取扱いに準じた改善をしました。また、収入支出伝票の様式も変更し、平成27年度から是正しました。

(イ) 予算の使い切りとも思われる事例など、事業費の使途の妥当性、適正性に向けた改善について

当該負担金が各年度のフォーラム開催に係る市の負担金であるという趣旨を十分理解し、開催日を踏まえて、適切な支出内容であることの確認を徹底するとともに、事業費に係る剰余金は市へ返還することを当該実行委員会に指導し、確認しました。

ウ 文化・青少年課

文化祭事業補助(間接補助)について

平成27年度から、間接補助を行っている団体についても補助金の金額を各団体単位で算定しています。

また、各団体が補助対象経費を適正に特定できるよう、支出内容がどの支出科目に該当するかを例示した資料や、補助対象経費に該当しない支出を例示した資料を大津市文化連盟に提供し、指導しました。

今後も、大津市補助制度適正化基本方針の通り、間接補助を行っている団体についても直接補助と同様に証憑書類を徴収し、点検を行うことにより、補助対象事業及び文化祭関連事業の実施内容を精査し、補助金の目的を達成できるよう、適正な補助制度の運用に努めます。

2 国民健康保険料徴収員制度について

監査執行対象機関名 健康保険部保険年金課

監査執行日 平成27年11月13日

措置状況報告日 平成28年4月1日

監査の結果

ア 国民健康保険等の保険料は自主納付が原則であり、国民健康保険料徴収員の本来の職務は滞納繰越分保険料の早期徴収であると考えべきで、このことを踏まえ、能率給は滞納繰越分保険料の収納率アップにつながるものとなるよう報酬体系の見直しをするべきである。

イ 大津市国民健康保険料徴収員に関する規則において、その職務として、被保険者から依頼があった場合にのみ徴収するとしている後期高齢者医療保険料及び介護保険料についても、国民健康保険料と同様の取扱により徴収が可能となるよう、職務内容の見直しを検討されたい。

ウ 現行の徴収員制度については、保険料の高収納率に寄与していることを否定するものではないが、従来から指摘しているように収納実態において被保険者の固定化など一部徴収の慣行化が見られることから、その在り方についても更に検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ア 徴収員の徴収活動においては、現年分に係る滞納のみならず、滞納繰越分に係る徴収にも取り組んでいるところですが、大津市国民健康保険料徴収員に関する規則に定める能率給の報酬体系は、現年分徴収の方が滞納繰越分よりも優遇された設定となっています。つきましては、徴収員制度を採っている他の自治体の状況を確認の上、報酬体系の見直しを検討します。

イ 現行の規則において、後期高齢者医療保険料又は介護保険料については被保険者からの依頼により徴収に出向く旨の表現になっていますが、国民健康保険料と同様に実態調査を含め、訪問徴収を行っているところでありますので、実態に即した規則の見直しを実施します。

ウ 徴収員による徴収活動は、臨戸訪問することにより生活実態を把握し、個別の状況に応じた納付督促を行っていますが、様々な事情により、繰り返し訪問し、直接対話をして納付督促することによってようやく収納に至るケースもあることから、一部定期的に訪問徴収している事例も存在しています。今後も高い収納率を維持し、滞納額の増加抑制を図るため、徴収員を活用し、口座振替の推奨や地道な調査によるきめ細かな徴収活動を推進します。

3 医療安全支援センターの開設について

監査執行対象機関名 健康保険部保健所保健総務課

監査執行日 平成27年11月13日

措置状況報告日 平成28年4月1日

監査の結果

医療安全支援センターは、医療法の規定に基づき開設され、医療相談窓口として医療の安全確保に関し、必要な各種業務を所掌している。当施設は、保健所を設置する市に対し、設置の努力義務が課せられたものであり、本年4月の開設以降、医療に関する苦情への対応、相談、助言等多くの医療相談に応じられている。

については、同法に定める権限を行使するため、法的根拠として医療安全支援センター設置の公示に加えて、本市における行政組織上の位置付けが不可欠と考えられることから、適切な対応を図りたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

医療安全支援センターの開設については、センターの名称、住所、機能等について広報誌やホームページその他各媒体にて、患者、住民等に対して広く周知に努めた結果、相談件数の実績は対前年度比で2倍を超えるペースで急増しています。今後、センター設置の旨を公示するよう手続を進めます。また、本市の平成28年4月1日付け組織、機構改革に合わせ、センターを行政組織上に位置付けました。

4 紙おむつサービス支給事業について

監査執行対象機関名 健康保険部長寿政策課

監査執行日 平成27年11月13日

措置状況報告日 平成28年4月1日

監査の結果

介護保険法、条例等の規定に基づき実施されている、高齢者等の居宅における日常生活を支援する地域支援事業その他高齢者の福祉に資する事業は、要介護状態等となることを予防し、又は要介護状態等の軽減、悪化を防止し、その他地域における自立した日常生活を支援するための施策として、総合的、一体的に行われており、多くの市民に利用されている。

地域支援事業としての紙おむつサービスの実施に当たっては、大津市薬剤師会との間において、市が発行した受給券と紙おむつとの引き換え業務等、紙おむつ給付事業に関する契約を締結している。

しかし、当該契約において、薬剤師会と引き換えを担う薬局等との関係、薬剤師会に支払われた引換代金の薬局等への配分等、授權関係について具体的な規定がなされていないことから、三者の関係に関する規定の明確化について検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市、薬剤師会及び薬局等との三者関係に関する規定の明確化について、関係課及び薬剤師会と協議を行い、検討します。

5 財産の在り方について

監査執行対象機関名 健康保険部長寿政策課

監査執行日 平成27年11月13日

措置状況報告日 平成28年4月1日

監査の結果

書庫スペースの狭隘により、公文書等の分散管理が行われていることから、当課においても庁外施設を書庫としており、併せて隣接地(約333㎡)を書庫利用のための業務用駐車場用地として借り上げているが、当該駐車場用地の利用実態をみると、公益社団法人の作業用駐車場としての使用状況にあるものと思われる

る。

このように有償により借上げを継続することの是非等について、検討する必要があるものと考えられる。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

駐車場の使用状況に合わせ、公益社団法人と使用貸借契約を締結します。また、隣接している書庫が老朽化していることから、書庫自体の今後の活用と併せて、駐車場用地の借上げの継続の是非についても、平成28年度中に検討します。

6 O S D 浜大津ビルの今後の管理について

監査執行対象機関名 教育委員会事務局教育総務課

監査執行日 平成27年10月13日

措置状況報告日 平成28年2月26日

監査の結果

本市が区分所有権を保有(事務所5・6階部分609.96㎡)するO S D 浜大津ビルにおいては、教育相談センターが業務を執ってきたが、本年2月にセンター機能を明日都浜大津へ移転したことに伴い、その後の利用計画もなく経過している。当該施設の保有に対しては、多額の管理費分担金が発生していることから、今後の施設管理の在り方について検討され、適正な方策を講じられたい。(平成27年6月29日付け、普通財産として総務部管財課へ所管換)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

O S D 浜大津ビルについては、教育相談センターの移転後、まずは庁内での利活用を検討し、全庁的に照会を行ったが、利活用の意向がなかったことから、平成27年6月29日開催の公有財産審議会において売却が決定されたものである。隣接する市立図書館に出入りする車両がO S D 浜大津ビルの敷地を日常的に通行しているが、売却に向けて、通行に関する承諾を得るための他の区分所有者との協議に時間を要したが、同年12月に合意に至ったことから、現在総務部管財課において公売手続を進めている。なお、平成28年3月1日に入札を行う予定である。

7 学校給食事業における未収金について

監査執行対象機関名 教育委員会事務局学校給食課

監査執行日 平成27年10月13日

措置状況報告日 平成28年2月26日

監査の結果

学校給食事業については、物資調達は任意団体である学校給食会が担い、副食加工等は公費負担により、給食費の徴収、管理については学校、いわゆる私会計において処理されてきたが、事業の公正、透明性の確保、教職員の負担の軽減を目的として、本年4月に公会計に移行されたところで、年度末現在における給食費の未収金についても、市に引き継がれている。

しかし、未収金額の確定の遅延により、調定行為が遅れ、監査執行時点においても、督促等の事務処理に着手されていない。給食費支払請求権の短期消滅時効を勘案すると速やかな法的手続を履践すべきである。

学校給食事業の堅実な運営に向けて、新たな未収金を発生させないことなど、適切な債権管理が重要であり、適正な対応を求めるところである。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

昨年度まで学校が徴収管理していた学校給食費(私会計)については、大津市が引き継ぎ、調定を行い、保護者へ督促状及び納付書を発送しているところであります。

また、未納の保護者については順次電話や家庭訪問を行い、経済状況等を見ながら分割誓約書等を提出させる等、納付を促しています。

あわせて、公会計移行後の滞納分についても、同様に保護者へ督促を行っており、今後も適正に徴収管理を行ってまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象 工事51件及び委託17件

2 監査の期間 平成27年4月1日から同年11月30日まで

3 措置状況報告日

市長部局所管 平成28年4月1日

企業局所管 平成28年2月26日

4 監査の結果及び当該監査結果に基づき講じた措置の内容

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、それぞれの業務の施行状況についてもおおむね適正に執行されていた。一部、口頭による指示及び追加

資料の提示等を求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出等を担当部局から受け、その内容を確認した。

今後は、以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

堅田駅西口土地区画整理事業のとりまとめについて（堅田駅西口土地区画整理事務所）

ア 監査の結果

本事業は、平成12年度の計画決定以来、JR堅田駅西口の総合的なまちづくり事業として、今日まで推進され、駅前広場や一部の街区、関連する道路及び公園等の整備工事を残すのみとなり、ようやく換地処分に向けた出来形確認測量へ入った。

しかしながら、最終段階での工事調整や地権者との権利調整も残っており、事業の遅れが懸念される。本事業の投資効果を最大限に上げ、事業経営の安定化を図るために、速やかな事業完了に努められたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

本事業については、現在のところ、平成28年度までを施行期間としていますが、事業施行区域における地区界が、境界確定及び地権者の立会いの下で決定されていないことなど手続が不十分であることや他事業との調整により公共施設整備や宅地造成工事が遅延していることから、当該計画期間を平成31年度まで延伸する予定であります。事業経営の安定化等を図るためにも、速やかに事業の完了を目指し早期の事業完了に努めます。

（仮称）里桜公園等の市民協働型の施設管理の推進について（堅田駅西口土地区画整理事務所）

ア 監査の結果

堅田駅西口土地区画整理事業の施行区域内において計画されている（仮称）里桜公園等の公園整備に関する事業計画の策定に当たっては、「堅田駅周辺の多くの市民が集い、長く愛着が持ち続けられる公園づくり」を目指して、地域住民との協議を重ねられており、現在、（仮称）里桜公園は、多機能型公園（自立型、防災、子育て公園）として整備が進められている。

今後も、このような今日までの経緯を活かして、当公園の管理が「緑の基本計画」で示された市民協働型の公園管理のモデルケースとなるよう積極的な取組を望みたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

本事業の目的である「にぎわいのあるまち並み、良好な市街地の形成と公園等の都市基盤施設整備」を図るためにも、市民協働によるまちづくりは非常に重要であると考え、市民協働型の公園管理等、積極的な取組に努めます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

ア 監査の結果

本市における多くの公共建築物やインフラ施設等は、経年により老朽化している状況にあることから、工事監査の対象もこれら施設の修繕補修や改築更新工事の占める割合が大きく、今後更に維持管理に係る事業費の増大が見込まれる。

そういったことから、平成26年4月の国からの策定要請を受け、取り組まれている「公共施設等総合管理計画」の早期の策定を図り、計画的かつ安定的な施設の維持に努められたい。

あわせて、緊急性に鑑み先行して国の認定を受けた道路、公園等の長寿命化計画については、事業執行体制を整えた上、速やかに実施されたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 公共施設マネジメント推進課

本市では、既に平成22年度から公共施設（建物）について在り方の検討を進めており、平成24年6月に「大津市公共施設白書」を公表して以降、平成25年度は「大津市公共施設マネジメント基本方針」の策定を、平成26年度は「大津市公共施設適正化計画」の策定や36学区自治連合会に対する公共施設の現状や課題の説明を実施してきました。

現在は、次年度以降に予定している施設分類別の実施計画（個別計画）の作成に向け、各所管部局においての施設分類別の在り方検討、市民意見を聴取するための検討会の実施及び公共施設を安全かつ適正に維持保全していくための考え方をまとめた指針づくりを進めています。

このような中、平成26年4月22日付け総務大臣（滋賀県知事）から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定要請を受けたことから、その趣旨や総務省が示した指針を踏まえ、既に取組を進める公共施設（建物）に加えて、インフラ施設等に関する計画の平成28年度中策定に向け作業を進めているところであります。

具体的には、平成26年12月に実施したインフラ施設等の基礎調査を基に、計画対象施設等の絞り込み、計画の作成に向けインフラ施設等の所管課への説明会の実施や詳細調査への協力依頼をしました。現在は、本年度予定する計画素案（たたき台）の作成に向け、計画対象のインフラ施設等の詳細調査

及び現状分析、課題の抽出、計画的かつ安定的な施設の維持を実現していくための方向性や方針、全体スケジュールの検討を進めています。

(イ) 公園緑地課

公園施設長寿命化計画については、平成24年1月に都市基幹公園や住区基幹公園のうち近隣公園以上のもの及び平成26年3月に近隣公園や街区公園のうちトイレや東屋等の建築物が設置されている箇所について、それぞれ策定しており、現在、国庫補助事業を活用しながら、公園施設の長寿命化に努めています。今後も、昨今の財政事情を勘案し、事業規模に見合った計画に適宜更新する等工夫し、指定管理者とともに、公園施設の適正な維持管理に努めます。

(ウ) 道路管理課

道路施設の維持管理については、平成25年度の道路ストック総点検結果に基づき計画的な修繕を実施しています。また、特に橋梁については、平成27年度から橋梁管理係を新設して事業体制を整え、平成25年度に策定した「大津市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき事業を実施しており、今後も更に事業の推進を図ります。

その他の留意事項について

ア 監査の結果

監査執行を通して、以下のような問題点が見られることから、改善に向けて検討されたい。

(ア) 特記仕様書及び設計書等の記載内容の充実について

「技術の伝承」が難しくなってきた今日、とりわけ発注者側は、当該工事の特記仕様書及び設計書に、発注者の意図するところをより詳細に記載する必要がある。特に、特殊な設計、施工内容や目的物の場合は、より明確に示し、施工計画書との整合を図り易くなるよう努める必要がある。とりわけ、統一単価が無く、見積りに頼らざるを得ない工種では、内容や仕様の精査、充実を図られたい。

(イ) 測量、設計及び調査等委託の業務実施に係る留意事項について

工事に係る設計委託業務において、受託業者が、設計内訳書の作成に際して、第三者から参考見積りを徴取する場合には、見積り依頼から採択に至る手続及び選定理由等を明示されるよう指導されたい。このことによって、受託業務の成果物に関して、透明性、客観性がより高まることが期待されることである。

(ウ) 小額工事の発注等の業務実施に係る留意事項について

小額工事については、大半が複数の業者からの見積りを参考にして随意契約で行われている。当該業務の実施においては、技術系職員が配置されていない所属では、設計積算から完了検査までの一連の業務を事務系職員が遂行するため、成果物の検収等に対する知見等により、業務の正確性や責任性について課題がある。

こういったことから、今後、各所属の当該業務の実態を精査し、適正な事務執行が行われるよう、執務体制の充実を図られたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 契約検査課

a 特記仕様書及び設計書等の記載内容の充実について

特記仕様書及び設計書等の記載内容の充実については、その必要性を認識しており、発注担当者間で連携し、積算方法の横並びや仕様書の充実を図り、種々の建設監理関係事案に対処するため、建設部局において庁内組織の立ち上げを検討しています。

b 測量、設計及び調査等委託の業務実施に係る留意事項について

受託業者が設計内訳書の作成に際して、参考見積りを徴取する場合には複数業者(3者以上)から見積りを徴取するよう「申し合わせ事項」を定めており、業者に対して指示、指導しているところではありますが、設計積算については受託業者の提案を比較検討するなど、内部においても十分に協議した上で設計を行い、工事発注するよう努めていきます。

また、小額委託についても同様の事例が見受けられることから、見積り依頼時に指示を行うよう、ガイドラインに記載するなど周知を図っていきます。

c 小額工事の発注等の業務実施に係る留意事項について

これまで、技術職員が不在の所属等から小額工事や委託業務の相談がある場合は、建築課等の建設部局において、その内容等について協議を行うなど、適切な指示、指導に努めています。今後も必要に応じて、対応を図ります。

(イ) 人事課

小額工事の発注等の業務実施に係る留意事項について

技術職員に関しては、業務の民間委託化やアウトソーシングが進む中、限られた人員の配置につい

て、常に努力しているところであります。

今後も、各部局からの人員配置計画等を踏まえ、適正な執行体制の確保に努めるとともに、再任用職員を活用すること等により、体制の充実及び技術の継承を図ります。

(ウ) 企業局

a 特記仕様書及び設計書等の記載内容の充実について

特記仕様書及び設計書等の記載内容の充実につきましては、企業局内で組織しております技術委員会の専門委員会や各種検討委員会において必要に応じて協議、検討を行っております。また、企業局においては各種研修会を開催し、業務に関する専門的な知識や技術の取得、設計・積算能力の向上にも努めております。

b 測量、設計及び調査等委託の業務実施に係る留意事項について

工事に係る設計委託業務において、受託業者が第三者から参考見積りの徴取が必要な場合には、協議の際に確認、指示を行うことで、適正な報告書の提出に努めさせております。

c 小額工事の発注等の業務実施に係る留意事項について

小額工事の発注等の業務につきましては、大津市企業局小額工事（委託）の随意契約ガイドラインに基づき処理をしております。